

令和元年度版

# 保証制度のご案内



福井県信用保証協会  
FUKUI GUARANTEE



## はじめに

信用保証協会は、中小企業者の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証機関」として健全な企業経営のための効果的な資金導入のお手伝いをいたします。保証活動を通して中小企業者の育成と地域経済の振興・発展に寄与することを目的とする「信用保証協会法」に基づく機関です。

## 目 次

---

信用保証をご利用いただける方 .....	1
おすすめの保証制度 .....	2
保証制度の一覧 .....	3
県制度融資のご案内 .....	19
各市制度融資のご案内 .....	23

# 1. 信用保証をご利用いただける方

(「信用保証のご案内」の3～4ページも併せてご覧ください)

本誌にて掲げる「中小企業者」とは、下表の要件を満たす方を指します。

		所在地・営業経歴	企業規模
個人		住所または事業所のいずれかが福井県内にあり、客観的に事業を行っていることが明らかの方	従業員数が別表1記載の条件に該当する方
法人		福井県内に本店または営業所があり、客観的に事業を行っていることが明らかの方	資本金または従業員数のいずれか一方が、別表1記載の条件に該当している方
	組合		保証対象業種を行っている方、もしくは構成員の3分の2以上が保証対象事業を行っている方
	NPO法人		従業員数が別表2記載の条件に該当する方

※なお、従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)5人以下)の小規模事業者である場合、小規模事業者を対象とした保証制度をご利用いただくことができます。

別表1

業種	資本金	従業員数
製造業等(製造業・建設業・不動産業含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 ※1	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

※1 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く  
従業員数には、事業主と生計を一にしている三親等内の親族および会社の役員は含みません。なお、名目は臨時雇であっても、実質常備的なものは、「従業員」に含まれます。

別表2

業種	従業員数 ※2
製造業等(製造業・建設業・不動産業含む)	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業(飲食店含む)	50人以下

※2 雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません。

## 2. おすすめの保証制度

### 創業フォロー型当座貸越根保証（事業者カードローン）「ステップ保証」

・創業期を応援する、利便性の良いカードローン保証です。

保証対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・創業6ヶ月～5年未満であること ・金融機関の創業融資（信用保証付含む）等の融資残高を有していること （ただし、申込金融機関に融資残高が無い場合は、申込金融機関による金融支援が見込まれること）
保証限度額	50万円以上 300万円以内（1企業一口）
資金使途・保証期間	事業資金 2年
信用保証料率	年0.39% ～ 1.62%

詳細につきましては9ページをご覧ください。

### 長期あんしん借換保証

・長期の借換により資金繰りの円滑化が図られます。

保証限度額	2億8,000万円
資金使途・保証期間	保証付既往借入金の返済資金・事業資金 15年以内 ※借換えにあたって、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることができます。
信用保証料率	年0.45% ～ 1.90%

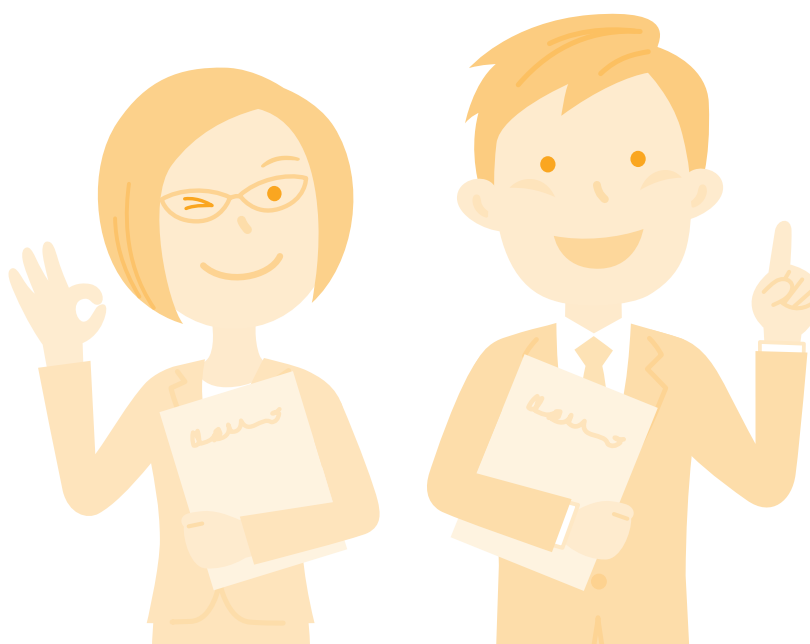
詳細につきましては9ページをご覧ください。

### 新規・再利用推進保証「きずな保証」

・保証協会のご利用のないお客さま向けのお得な保証制度です。

保証対象者	保証申込時点において、信用保証協会の保証債務残高がない中小企業者
保証限度額	2,000万円
資金使途・保証期間	事業資金（不動産購入資金を除く） 10年以内
信用保証料率	年0.36% ～ 1.52%

詳細につきましては13ページをご覧ください。



# 保証制度の一覧

## 一般的な保証

制度名	保証対象
一般保証	中小企業者（1ページを参照）
小口零細企業保証	従業員20人以下（商業・サービス業（宿泊業および娯楽業を除く）5人以下）の小規模企業者

## 創業関連の保証

創業関連保証	次の（１）～（４）のいずれかの要件を満たす者 (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（認定特定創業等支援事業の支援を受けて創業を行う場合、6か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（認定特定創業等支援事業の支援を受けて創業を行う場合、6か月以内）に新たに会社を設立する具体的計画を有する者 (3) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的計画を有する者 (4) 事業を開始した日以後（会社の場合、設立の日）5年を経過していない中小企業者
創業等関連保証	次の（１）～（４）のいずれかの要件を満たす者 (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立する具体的計画を有する者 (3) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的計画を有する者 (4) 事業開始または設立より5年未満の中小企業者
開業資金保証	県内において事業を営もうとする個人・会社、もしくは事業を開始して1年未満の中小企業者
再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃止もしくは会社を解散しており、当該廃止もしくは解散の日から5年を経過していない者で、次の（１）～（３）のいずれかの要件を満たす者 (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（認定特定創業等支援事業の支援を受けて創業を行う場合、6か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（認定特定創業等支援事業の支援を受けて創業を行う場合、6か月以内）に新たに会社を設立する具体的計画を有する者 (3) 事業を開始した日以後（会社の場合、設立の日）5年を経過していない中小企業者

## 事業承継関連の保証

経営承継準備関連保証	次の①または②に該当し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者 ①他の中小企業者の役員または親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資金の譲受けを行うものであること ②他の中小企業者が、当該他の中小企業者（会社である場合にはその代表者）の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること
特定経営承継準備関連保証	次の①または②に該当し、経済産業大臣の認定を受けた、事業を営んでいない個人 ①他の中小企業者の役員または親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資金の譲受けを行うものであること ②他の中小企業者が、当該他の中小企業者（会社である場合にはその代表者）の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること
特定経営承継関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者

(令和元年5月現在)

	保証限度 【 】内は組合等	資金 保 証 使 途 期 間	責任共有 対象	信用保証料率 (年、%)	有担保 割引(※)	保証枠	担 保
	有担保 2億円【4億円】 無担保 8,000万円 (無担保無保証人保証を含む)	運 転 7年以内 設 備 15年以内	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ
	2,000万円 (既存の保証付融資残高との合計で 2,000万円以内)	事業資金 7年以内	—	0.50～2.20 その他の保険および特例の成立 の場合、各保険に準ずる責任共 有外保証料率	○	一般枠	原則不要

	2,000万円 (創業関連保証、再挑戦支援保証、 創業等関連保証、一般分に係る無 担保保険(経営安定関連保証、危 機関連保証を除く)の成立分を含 めて8,000万円以内)	運 転・設 備 10年以内	—	0.80	—	特別枠	不要
	1,500万円 (ただし、創業等関連保証、創業関 連保証、再挑戦支援保証、一般分 に係る無担保保険(経営安定関連 保証、危機関連保証を除く)の成 立分を含めて8,000万円以内)	運 転・設 備 10年以内	—	0.80	—	特別枠	不要
	1億円	運 転 7年以内 設 備 15年以内	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要
	2,000万円 (創業関連保証、再挑戦支援保証、 創業等関連保証、一般分に係る無 担保保険(経営安定関連保証、危 機関連保証を除く)の成立分を含 めて8,000万円以内)	運 転・設 備 10年以内	—	0.80	—	特別枠	不要

	2億8,000万円	運 転 10年以内 設 備 15年以内  (経営の承継に必要となる 議決権株式・事業用資産等 の取得資金)	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円	運 転 10年以内 設 備 15年以内  (経営の承継に必要となる 議決権株式・事業用資産等 の取得資金)	○	1.15	○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円	運 転 10年以内 設 備 15年以内  (株式・事業用資産の取得 資金等、経営の承継に必要 となる資金)	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ

制度名	保証対象
事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、承継の対象となる事業を行っている会社（事業会社）の株式を取得することにより当該会社の事業活動を支配することを目的として設立され、下記の要件に該当する持株会社 (1) 事業会社の発行済議決権株式総数の2/3以上を保有する旨の事業承継計画を策定していること (2) 初年度決算が未到来であること (3) 持株会社の発行済議決権株式総数の2/3以上を後継者である持株会社の代表者が保有していること (4) 株式所有の分散等により事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること
経営承継関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業を行う中小企業者

### 支援機関等との連携による保証

税理士連携短期継続保証	次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 取引金融機関との与信取引が1年以上あること ② 税理士等が月次管理を行い、税理士等から「税理士連携短期継続保証に係る推薦書兼決算概要報告書」の提出があること ③ 直近決算期において経常利益を計上していること ④ 既保証分が条件変更等による返済緩和がされていないこと
中部圏11協会共同地方創生保証 「昇龍道・おもてなし」	次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす者 ① 昇龍道プロジェクト推進協議会の会員であること ② 一般社団法人中央日本総合観光機構の会員であること ③ 一般社団法人サービスデザイン推進協議会により認定された認証機関から「おもてなし規格」の認証等を受けていること ④ 信用保証協会が制度要綱の目的に資すると認めたもの
新連携体支援保証	福井商工会議所、県内金融機関、報道機関等が協力し行う、新連携体支援事業の支援を受け策定した事業計画を有する中小企業者

### 経営者保証を不要とする保証

財務要件型無保証人保証	次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす中小企業者 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目および、③または④のいずれか1項目を満たす者 ① 自己資本比率 20%以上 ② 純資産倍率 2.0倍以上 ③ 使用総資本事業利益率 10%以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオ 2.0倍以上 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目および、③または④のいずれか1項目を満たす者 ① 自己資本比率 20%以上 ② 純資産倍率 1.5倍以上 ③ 使用総資本事業利益率 10%以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオ 1.5倍以上 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①または②のいずれか1項目および、③または④のいずれか1項目を満たす者 ① 自己資本比率 15%以上 ② 純資産倍率 1.5倍以上 ③ 使用総資本事業利益率 5%以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオ 1.0倍以上
-------------	--



(令和元年5月現在)

	保証限度 【 】内は組合等	資金 保 証 使 途 期 間	責任共有 対象	信用保証料率 (年、%)	有担保 割引(※)	保証枠	担 保
	2億8,000万円	事業承継計 画の実施に 必要な資金 15年以内	○	1.15	○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円	運 転 10年以内 設 備 15年以内 (議決権株式・事業用資産 の取得資金等、経営の承 継に必要なとなる資金)	○	0.45～1.90	○	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転・設備 10年以内	○	0.45～1.90	○	特別枠	必要に応じ

	3,000万円 (一企業一保証)	運 転 1年以内	○	0.45～1.90	-	一般枠	原則不要
				0.35～1.80 (推薦する税理士等 が認定経営革新等支 援機関の場合)			
	5,000万円	事業資金 10年以内	○	0.35～1.80	○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円	事業資金 20年以内	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ

	2億8,000万円 【4億8,000万円】	事業資金 一括 分割 2年以内 7年以内	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ
--	--------------------------	----------------------------------	---	-----------	---	-----	-------

## 新たな事業活動を支援する保証

制度名	保証対象
経営革新関連保証	県知事または主務大臣の承認を受けた経営革新計画に従い、経営革新のための事業を行う中小企業者
	(このうち、新事業開拓保険の対象となる者)
	(このうち、海外投資関係保険の対象となる者)
新事業開拓保証	新事業を実施する中小企業者
異分野連携新事業分野開拓関連保証	主務大臣の認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って事業を行う中小企業者
	(このうち、新事業開拓保険の対象となる者)
	(このうち、流動資産担保保険の対象となる者)
	(このうち、海外投資関係保険の対象となる者)

## 根保証（極度額の範囲内で反復して融資を受けられる保証）

根保証（手貸）	手形貸付・手形割引・電子記録債権割引に対してあらかじめ、一定の極度額・期間・その他の要件を具備する中小企業者
根保証（割引）	
当座貸越（貸付専用型）根保証	次の要件を満たす中小企業者で、償還能力のある者 個人：同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っており、申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、次のいずれかに該当する者 ① 申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく信用スコアリングが①の基準と同等以上 ③ 青色申告で、申込直前期の決算で申告所得300万円以上を計上し、自己名義不動産を所有 ④ 青色申告で、申込直前期の決算で申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある 法人：同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っており、申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、次のいずれかに該当する者 ① 申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく信用スコアリングが①の基準と同等以上
事業者カードローン当座貸越根保証	次のいずれかの要件を満たす中小企業者で、償還能力のある者 個人：同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っており、申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、次のいずれかに該当する者 ① 申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく信用スコアリングが①の基準と同等以上 ③ 青色申告で、申込直前期の決算において申告所得を計上し、自己名義不動産を所有 法人：同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っており、申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、次のいずれかに該当する者 ① 申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく信用スコアリングが①の基準と同等以上
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人のみ

(令和元年5月現在)

保証限度 【 】内は組合等	資金使途 保証期間	責任共有対象	信用保証料率 (年、%)	有担保 割引(※)	保証枠	担保	
2億8,000万円 【4億8,000万円】	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ	
3億円【6億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立する他の制度保証を含む)		○	1.06(注1)	○			
		○	0.77(注2)	—			
3億円【6億円】 (ただし、海外投資関係保険が成立する他の制度保証を含む)		○	1.06	○			
2億円【4億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立する他の制度保証を含む)	運転・設備 15年以内	○	1.06(注1)	○	特別枠	必要に応じ	
			0.77(注2)	—		不要	
2億8,000万円 【4億8,000万円】	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ	
4億円【6億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立する他の制度保証を含む)		○	1.06(注1)	○			
			0.77(注2)	—			
2億円(保証割合80%)	運転・設備 (個別保証の場合は1年以内)	1年	○	借入極度額 (借入金額)に対し 0.56	—	特別枠	必要(申込人の有する流動資産のみを担保とする)
4億円【6億円】 (ただし、海外投資関係保険が成立する他の制度保証を含む)	運転・設備	15年以内	○	1.06	○	特別枠	必要に応じ

2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転	2年以内	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ
			○	0.39～1.62	○		
100万円以上  2億8,000万円以内	運 転・設 備	1年 もしくは 2年	○	0.39～1.62	○	一般枠	5,000万円超は 原則必要
100万円以上  2,000万円以内	運 転・設 備	1年 もしくは 2年	○	0.39～1.62	○	一般枠	原則不要
2億円 (保証割合80%)	事業資金 (個別保証の場合は1年以内)	1年	○	借入極度額 (借入金額)に対し 0.68	—	特別枠	必要(申込人の有する流動資産のみを担保とする)

制度名	保証対象
創業フォロー型当座貸越根保証 (事業者カードローン) 「ステップ保証」	次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 申込金融機関が今後とも支援育成を行いたい先で、償還能力ありと認められた者 ② 業歴が6か月以上5年未満である者 ③ 金融機関の創業融資（信用保証付含む）等の融資残高を有していること ただし、申込金融機関に融資残高が無い場合は、申込金融機関による金融支援が見込まれること ④ 保証申込時点で既に根保証の利用がないこと
地域連携当座貸越根保証 (小規模事業者カードローン) 「YELL “エール”」	次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 申込金融機関が今後とも支援育成を行いたい先で、償還能力ありと認められること ② 同一事業の業歴が2年以上で、2期以上の確定申告を行っていること ③ 申込金融機関との与信取引が6か月以上あること ④ 次の(A)、(B)のいずれかの要件を満たすこと (A) 申込金融機関における債務者区分が申込時点で「正常先」であること (B) 最近2年間のいずれかの決算で利益を計上していること ⑤ 本保証およびほかの当座貸越根保証の併存がないこと

### セーフティネット関連の保証

危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者
経営安定関連保証	取引先の倒産、事業活動の制限、災害等突発的事由等により経営の安定に支障が生じている中小企業者
激甚災害保証	激甚災害による被災区域に事業所を有し、かつ災害を受けた中小企業者
東日本大震災復興緊急保証	特定被災区域の中小企業者 ① 東日本大震災により直接被害を受けた者 ② 特定被災区域内の事業者で、売上等が著しく減少した者

### 借換保証

長期あんしん借換保証	次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 保証申込時点において保証付き既往借入金の残高があること ② 事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者
借換保証	<p>経営安定関連保証への借換え 次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 保証申込時点において、既往借入金の残高があること ② 適切な事業計画を有していること ③ 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町長の認定書を有すること</p> <p>条件変更改善型借換保証による借換 次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 保証申込時点において保証付き既往借入金の残高があること ② ①の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③ 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと</p> <p>一般保証による借換え 保証対象、保証限度額、資金使途、その他の保証条件に関しては、それぞれの種類の保証における保証条件によるものとします。</p>

(令和元年5月現在)

	保証限度 【 】内は組合等	資金 保 証 使 途 保 証 期 間	責任共有 対 象	信用保証料率 (年、%)	有担保 割引(※)	保証枠	担 保
	50万円以上 300万円以内 (ただし、一企業一口)	事業資金 2年以内	○	0.39～1.62	○	一般枠	原則不要
	50万円以上 500万円以内 (ただし、一企業一口)	事業資金 1年 もしくは 2年	○	0.39～1.62	○	一般枠	原則不要
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	10年以内	－	0.80	－	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 (ただし、6号認定(破綻金融機関 関係)の場合 3億8,000万円) 【4億8,000万円】	7年以内	－	経営安定関連特例 (1～4・6号)成立 0.80	－	特別枠	必要に応じ
			○	経営安定関連特例 (5・7・8号)成立 0.68			
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	10年以内	－	0.80	－	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】 (経営安定関連保証、災害関係保 証、危機関連保証と合算して、5億 6,000万円【9億6,000万円】)	事業資金 10年以内	－	0.80	－	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円	返済資金 運転資金 15年以内	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円 (ただし、6号認定(破綻金融機 関等関係)の場合 3億8,000万円) 【4億8,000万円】	返済資金 事業資金 10年以内	－	経営安定関連特例 (1～4・6号)成立 0.80	－	特別枠	必要に応じ
			○	経営安定関連特例 (5・7・8号)成立 0.68			
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	返済資金 事業資金 15年以内	○	0.45～1.90	○		必要に応じ

経営改善・事業再生を支援する保証

制度名	保証対象
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗報告を行う中小企業者
経営力向上関連保証	主務大臣の認定を受けた経営力向上計画に従い、経営力向上のための事業を行う中小企業者 (このうち、新事業開拓保険の対象となる者)
	(このうち、海外投資関係保険の対象となる者)
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ① 特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとする者 ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受け事業再生を図ろうとする者 ③ 認定支援機関の指導または助言を受け事業再生を図ろうとする者
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に基づき事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者
事業再生保証	民事再生手続または会社更生手続の申立から、再生計画認可後3年経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者

その他の保証制度

一括支払契約保証	特定支払債務のうち、対象金融機関が申込人に対する売掛金債権等を有する事業者(納入企業)から当該売掛債権等の譲受けその他の行為に基づいて、当該売掛金債権等の支払期日より前に納入企業に対して金銭を支払うこと(割引)により負担する債務の保証
エネルギー対策保証	国の指定したエネルギー施設を設置する中小企業者
革新的データ産業活用関連保証	主務大臣の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者
海外投資関係保証	海外直接投資事業を行う中小企業者
技術等情報漏えい防止措置関連保証	主務大臣から技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行う者に限定して産業競争力強化法第68条第1項の認定を受けた一般社団法人および一般財団法人
公害防止保証	国の施策に基づく公害防止施設を設置する中小企業者
自主廃業支援保証	次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業する者 ② 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること ③ バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行および進捗の報告を行う者
下請振興関連保証	親事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者であって、主務大臣の承認に係る振興事業計画に従って振興事業を実施する者
周辺地域整備関連保証	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う中小企業者として当該利便性向上等事業計画を作成した県知事の認定を受けた者
	(このうち、新事業開拓保険の対象となる者)
商工会・商工会議所による小規模事業支援関連保証	主務大臣の認定を受けた経営発達支援計画・基盤施設計画に従い経営発達支援事業または基盤施設事業を行う一般社団法人もしくは一般財団法人、NPO法人

(令和元年5月現在)

	保証限度 【 】内は組合等	資金 保証 使用 期間	責任共有 対象	信用保証料率 (年、%)	有担保 割引(※)	保証枠	担 保
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	事業資金 一括 1年以内 分割 5年以内 設備 7年以内 ただし、既保証借換の場合 10年以内	○ —	0.45～1.75 0.50～2.00	○ ○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	事業資金 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	3億円【6億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立する他の制度保証を含む)		○	1.06(注1)	○		
	3億円【6億円】 (ただし、海外投資関係保険が成立する他の制度保証を含む)		○	0.77(注2)	—		
	2億8,000万円 【4億8,000万円】 (保証割合80%)	事業資金 3年以内	○	1.76	—	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	事業資金 一括 1年以内 分割 15年以内	○ —	0.68 0.80	— —	特別枠	必要に応じ
	2億円	事業資金 10年以内	—	2.20	—	特別枠	必要に応じ
	10億円(保証割合70%以下) (一括支払契約保証、特定社債保証、 普通保険、無担保保険(経営安定関 連保証を除く)との合計で10億円)	特定支払 債務 1年以内	○	0.50～2.20 (保証割合を乗じた率)	○	特別枠	必要に応じ
	2億円【4億円】	設 備 10年以内	○	1.06	○	特別枠	必要
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転 10年以内 設 備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	2億円【4億円】	運転・設備 15年以内	○	0.98	○	特別枠	必要
	2億8,000万円	運 転 10年以内 設 備 15年以内	○	1.15	○	一般枠	必要に応じ
	5,000万円【1億円】	設 備 10年以内	○	1.15	○	特別枠	必要に応じ
	3,000万円	事業資金 1年以内 (終期は解散予定日より前)	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ
	2億円 (保証割合80%)	運転・設備 1年 (個別保証の場合は1年以内)	○	借入極度額 (借入金額)に対し 0.56	—	特別枠	必要(申込人の有 する売掛債権のみ を担保とする)
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転 7年以内	○	1.15	○	特別枠	必要に応じ
	3億円【6億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立する他の制度保証を含む)	設 備 15年以内	○	1.06(注1) 0.77(注2)	○ —		
	2億8,000万円	運転・設備 15年以内	○	1.15	○	一般枠	必要に応じ

制度名	保証対象
商店街活性化促進事業関連保証	内閣総理大臣の認定を受けた認定市町村の地域再生計画に記載されている商店街活性化促進事業の実施に関する計画に記載された基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、または行おうとする者として認定市町村の認定を受けた中小企業者
商店街整備等支援関連保証	県知事の認定を受けた高度化事業計画に基づいて高度化事業を実施する一般社団法人および一般財団法人
情報処理支援関連保証	経済産業大臣から情報処理支援機関の認定を受けた一般社団法人および一般財団法人
情報提供支援関連保証	中小企業支援法に規定する認定情報機関として、認定を受けた一般社団法人または一般財団法人であって、情報提供業務を実施する者
新規・再利用推進保証 「きずな保証」	次のすべての要件を満たす中小企業者 ①保証申込時点において、当協会の保証債務残高がない中小企業者 ②申込金融機関が今後とも支援育成を行いたい先で、償還能力ありと認められること
新技術等実証関連保証	主務大臣の認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者
先端設備等導入関連保証	経済産業大臣から導入促進基本計画の同意を受けた特定市町村長より認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者
地域経済牽引支援関連保証	連携支援計画の承認を受けた地域経済牽引支援機関である一般社団法人または一般財団法人であって、当該連携支援計画に従って事業を行う者
地域経済牽引事業関連保証	県知事または主務大臣の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う中小企業者
地域産業資源活用事業関連保証	主務大臣の認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って事業を行う中小企業者
	(このうち、新事業開拓保険の対象となる者)
	(このうち、流動資産担保保険の対象となる者)
	(このうち、海外投資関係保険の対象となる者)
地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能の活用行事に関連して実施される特定事業を行う者として市町長の認定を受けた中小企業者
中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	破綻金融機関等の融資先である中堅企業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項の規定による県知事の認定を受けた者



(令和元年5月現在)

	保証限度 【 】内は組合等	資 金 使 途 保 証 期 間	責任共有 対象	信用保証料率 (年、%)	有担保 割引(※)	保証枠	担 保
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転 設 備 10年以内 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円	運転・設備 15年以内	○	1.15	○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円	運 転 設 備 10年以内 15年以内	○	1.15	○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円	運転・設備 15年以内	○	1.15	○	特別枠	必要に応じ
	2,000万円	事業資金 10年以内	○	0.36～1.52	—	一般枠	不要
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転 設 備 10年以内 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転 設 備 10年以内 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円	運転・設備 15年以内	○	1.15	○	一般枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	4億円【6億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立する他の制度保証を含む)		○	1.06(注1)	○		
				0.77(注2)	—		
	2億円 (保証割合80%)	運転・設備 1年 (個別保証の場合は1年以内)	○	借入極度額 (借入金額)に対し 0.56	—	特別枠	必要(申込人の有する流動資産のみを担保とする)
	4億円【6億円】 (ただし、海外投資関係保険が成立する他の制度保証を含む)	運転・設備 15年以内	○	1.06	○	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	中堅企業 6億円 (協調融資総額の8割を限度)	運 転 設 備 5年以内 7年以内	—	普通保証 0.75 無担保保証 0.65	—	特別枠	1億円超は原則必要

制度名	保証対象																								
中小企業特定社債保証	<p>次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす中小企業者</p> <p>(1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目および、③または④のいずれか1項目を満たす者</p> <table border="0"> <tr> <td>① 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>② 純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> </tr> <tr> <td>③ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td>④ インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> </tr> </table> <p>(2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目および、③または④のいずれか1項目を満たす者</p> <table border="0"> <tr> <td>① 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>② 純資産倍率</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>③ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td>④ インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> </table> <p>(3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①または②のいずれか1項目および、③または④のいずれか1項目を満たす者</p> <table border="0"> <tr> <td>① 自己資本比率</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>② 純資産倍率</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>③ 使用総資本事業利益率</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>④ インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </table>	① 自己資本比率	20%以上	② 純資産倍率	2.0倍以上	③ 使用総資本事業利益率	10%以上	④ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	① 自己資本比率	20%以上	② 純資産倍率	1.5倍以上	③ 使用総資本事業利益率	10%以上	④ インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.5倍以上	① 自己資本比率	15%以上	② 純資産倍率	1.5倍以上	③ 使用総資本事業利益率	5%以上	④ インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.0倍以上
① 自己資本比率	20%以上																								
② 純資産倍率	2.0倍以上																								
③ 使用総資本事業利益率	10%以上																								
④ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上																								
① 自己資本比率	20%以上																								
② 純資産倍率	1.5倍以上																								
③ 使用総資本事業利益率	10%以上																								
④ インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.5倍以上																								
① 自己資本比率	15%以上																								
② 純資産倍率	1.5倍以上																								
③ 使用総資本事業利益率	5%以上																								
④ インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.0倍以上																								
中小小売商業関連保証	県知事および主務大臣の認定を受けた高度化事業計画に基づいて高度化事業を実施する中小企業者																								
中心市街地商業等活性化関連保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>主務大臣の認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき、都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業を行う中小企業者、特定会社または一般社団法人および一般財団法人</li> <li>主務大臣の認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき、中小小売商業高度化事業を行う中小企業者</li> </ul>																								
中心市街地商業等活性化支援関連保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>主務大臣の認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき、都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業を行う特定会社または一般社団法人および一般財団法人</li> <li>主務大臣の認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき、中小小売商業高度化事業を行う特定会社または一般社団法人および一般財団法人</li> </ul>																								
長期経営資金保証	<p>同一業種を3年以上継続し、同一場所で営んでおり、次のいずれかの要件を満たす中小企業者で、償還能力のある者</p> <p>① 業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好で、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない者</p> <p>② 業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好で、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上し、繰越欠損のない者</p> <p>③ 前各号に準ずるもので、債務超過でなく、今期利益計上見込のある者</p>																								
追認保証	中小企業者																								
伝統的工芸品関連保証	経済産業大臣が認定した支援計画に基づき伝統的工芸品産業の振興を支援する一般社団法人および一般財団法人																								
特定研究開発等関連保証	<p>主務大臣の認定を受けた特定研究開発等計画に従って事業を行う中小企業者</p> <p>(このうち、新事業開拓保険の対象となる者)</p>																								
特定下請連携事業関連保証	<p>下請中小企業振興法に掲げる中小企業者であり、かつ中小企業信用保険法上の中小企業者であって、主務大臣の認定を受けた特定下請連携事業計画に従って事業を行う者</p> <p>(このうち、新事業開拓保険の対象となる者)</p>																								

(令和元年5月現在)

	保証限度 【 】内は組合等	資 金 使 途 保 証 期 間	責任共有 対象	信用保証料率 (年、%)	有担保 割引(※)	保証枠	担 保
	4億5,000万円 (保証割合80%) ○私募債発行限度額は 5億6,000万円 ○特定社債保証以外の保証分(経 営安定関連保証・危機関連保 証を除く)を含めて 5億円	運転・設備 2年以上 7年以内	○	0.45～1.90	○	特別枠	保証金額 2億円超は 原則必要
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】 (一般社団法人・一般財団法人につ いては、一般枠の範囲内)	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	特定会社 5億6,000万円 (ただし、一般保証および中心市街 地商業等活性化関連保証を含む) 一般社団法人・一般財団法人 5億6,000万円 (ただし、中心市街地商業等活性化 関連保証を含む)	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	2,000万円以上  2億円以内	運 転 3年以上 15年以内  設 備 3年以上 20年以内	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要
	500万円	運 転 2年以内 設 備 3年以内	○	0.45～1.90	—	一般枠	原則不要
	2億8,000万円 (一般保証の範囲内)	運転・設備 15年以内	○	1.15	○	特別枠	必要に応じ
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	3億円【6億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立す る他の制度保証を含む)		○	1.06(注1) 0.77(注2)	○ —		
	2億8,000万円 【4億8,000万円】	運転・設備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ
	4億円【6億円】		○	1.06(注1) 0.77(注2)	○ —		

制度名	保証対象
特定新技術事業活動関連保証	中小企業者であって、国等から特定補助金等を交付された特定中小企業者
特定信用状関連保証	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる省令要件を満たす関係にある中小企業者
農商工等連携支援事業関連保証	主務大臣の認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って事業を行う者
農商工等連携事業関連保証	主務大臣の認定を受けた農商工等連携事業計画に従って事業を行う中小企業者
	(このうち、新事業開拓保険の対象となる者)
	(このうち、流動資産担保保険の対象となる者)
風俗営業飲食業保証	風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第3条第1項の適用を受ける飲食業者
	上記のうち、厚生労働大臣から振興計画の認定を受けている環境衛生同業組合の組合員であって、同組合の資金証明書の交付を受けた者
	特例風俗営業者（次のすべての要件を満たす者） ① 風俗営業飲食業を営む者で公安委員会からマル優マークを受けた者 ② 厚生労働大臣から振興計画の認定を受けている環境衛生同業組合の組合員であって、同組合の資金証明書の交付を受けた者
予約保証	次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 同一事業の業歴が3年以上あること ② 申込金融機関との与信取引が1年以上あること (決算書がない方、連帯債務形式による場合は対象外)
流通業務総合効率化関連保証	主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に基づき流通業務総合効率化事業を実施する中小企業者
連携創業支援等関連保証	産業競争力強化法に規定する認定連携創業支援等事業を実施する一般社団法人もしくは一般財団法人またはNPO法人
労働力確保関連保証	県知事の認定を受けた改善計画に基づき改善事業を実施する中小企業者

(単位：年率、%)

保証料率	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有保証料率 (特殊保証)		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

- 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。  
○「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率です。

(令和元年5月現在)

保証限度 【 】内は組合等	資金使 途 保 証 期 間	責任共有 対象	信用保証料率 (年、%)	有担保 割引(※)	保証枠	担 保
3億円【6億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立する他の制度保証を含む)	運転・設備 15年以内	○	1.06(注1)	○	特別枠	必要に応じ
			0.77(注3)	—		
			1.11(注4)	—		
2億円 (保証割合80%)	事業資金 1年以内	○	償還債務の額に対し 0.45～1.90	○	特別枠	必要に応じ
2億8,000万円	運 転 設 備 5年以内 7年以内	○	1.15	○	特別枠	8,000万円超は 原則必要
2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転 設 備 5年以内 7年以内	○	0.68	—	特別枠	8,000万円超は 原則必要
		○	1.06(注1)	○		
4億円【6億円】 (ただし、新事業開拓保険が成立する他の制度保証を含む)	運 転 設 備 5年以内 7年以内	○	0.77(注2)	—	特別枠	必要(申込人の有する流動資産のみを担保とする)
		○	借入極度額 (借入金額)に対し 0.56	—		
2億円 (保証割合80%)	運 転 ・ 設 備 1年 (個別保証の場合は 1年以内)	○	1.06	○	特別枠	必要に応じ
4億円【6億円】 (ただし、海外投資関係保険が成立する他の制度保証を含む)	運 転 設 備 5年以内 7年以内	○	1.06	○	特別枠	必要に応じ
2,000万円 (ただし、協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内とする)	設 備 7年以内	○	0.45～1.90	○	一般枠	必要に応じ
	運 転 ・ 設 備 7年以内					
2,000万円 (日本政策金融公庫の貸付限度額を上限とする)	運 転 ・ 設 備 7年以内	○	0.60～1.90	○	一般枠	必要に応じ
		—	小口零細企業保証 0.70～2.20	○		
1申込人につき 合計 2,000万円 小口零細企業保証の場合 合計 500万円	事業資金 5年以内	○	0.60～1.90	○	一般枠	必要に応じ
2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転 ・ 設 備 15年以内	○	0.68	—		
2億8,000万円	運 転 ・ 設 備 15年以内	○	1.15	○	一般枠	必要に応じ
2億8,000万円 【4億8,000万円】	運 転 ・ 設 備 15年以内	○	0.68	—	特別枠	必要に応じ

(注1) 新事業開拓保険(特例分含む)成立の場合

(注2) 新事業開拓保険(特例分含む)が成立し、担保を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以内の場合

(注3) 新事業開拓保険(特例分含む)が成立し、担保を提供させない保証であってその合計額が7,000万円以内の場合

(注4) 新事業開拓保険(特例分含む)が成立し、担保・保証人(法人代表者除く)を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以内の場合

担保提供(人的担保を除く。)がある場合は0.1%の割引を行う場合があります。

また、中小企業者から「会計参与」を設置していることを登記により確認できる書類の提出を受けた場合、有担保割引とは別に0.1%の割引を行う場合があります。

○「小口零細企業保証」、「保証協会の求償権を消滅させることを目的とした保証」の場合は、保険および特例の成立により各保証制度の責任共有対象外保証料率となりますので、当協会にお問い合わせください。

※お問い合わせ先：企業支援部 保証一課・保証二課 (Tel 0776-33-8312)

# 県制度融資のご案内

制 度 名		保 証 対 象
中小企業育成資金	(一 般)	中小企業者
	企業の育児・介護・再雇用支援分	次のいずれかに該当する中小企業者 ①女性の職場復帰等支援事業で定める育児・介護等支援制度が導入されていることの通知を受けた者 ②従業員の子育てがしやすい職場づくりに取り組み、子育てモデル企業として、認定を受けた者 ③子育て中の男性社員の支援に取り組み、父親子育て応援企業として、知事表彰または登録を受けた者
	企業の女性活躍推進分	「ふくい女性活躍推進企業プラス+」として、県の登録を受けた者
	労働環境整備支援分	働きやすい職場づくりに取り組む企業として、県の認定を受けた者
	(小 口)	常時使用する従業員20人（商業・サービス業（宿泊および娯楽業を除く）は5人）以下の小規模企業者
経営安定資金		次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2年前の同期に比して3%以上減少している中小企業者 ②原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の売上高等が平成23年同期に比して3%以上の減少が見込まれる中小企業者
	為替変動対策分	急激な為替変動の影響を受けたことにより最近一か月分の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同月に比して10%以上減少しており、その後2か月分についても10%以上減少が見込まれる中小企業者
	セーフティネット保証支援分	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者として認定を受けた者
	危機関連保証支援分	中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた者
資金繰り円滑化支援資金	経営改善計画に基づく借換えにより資金繰りおよび経営の改善が期待できる中小企業者	
長期借換支援資金	保証付既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和をおこなっており、ローカルベンチマークを活用して事業の強み・弱みなど経営課題の把握に取り組む中小企業者	
関連倒産防止資金	国や県が指定する倒産企業に対し、売掛債権等を有する中小企業者	
中小企業再生支援資金	福井県中小企業再生支援協議会や官民ファンドの支援、もしくは保証協会を事務局とする経営サポート会議による検討に基づいて策定された経営改善計画等に従って再生事業を実施する中小企業者	

※保証付貸付利率は変更となることがあります

(令和元年5月現在)

	保証限度	資金使途 保証期間	信用保証料率 (年、%)	保証料補給	保証付貸付利率 (年、%)	担保	
	8,000万円	運 転 設 備 7年以内 10年以内	体系A 0.35～1.70	—	1.00	必要に応じ	
			体系A 0.35～1.70	全額			
	2,000万円 (既存の保証付融資残高との合計で 2,000万円以内)	運 転 ・ 設 備 7年以内	体系D 0.40～1.96		—		0.90
			体系D 0.40～1.96				
			(※1の場合) 0.70				
	8,000万円	運 転 ・ 設 備 7年以内	(※2の場合 3・4・6号) 0.70	—	0.90		必要に応じ
			(※2の場合 5・7・8号) 0.60		1.00		
			体系A 0.35～1.70	1/3	1.00		
			0.60	1/3	1.00		
			0.80	1/3	0.90		
	8,000万円 (ただし、新たな事業資金については、 既往借入金の借換額を限度とする。)	借換に伴う 資金 15年以内	体系A 0.35～1.70	—	1.70	必要に応じ	
			(※2の場合 1～4・6号) 0.80		1.60		
			(※2の場合 5・7・8号) 0.68		1.70		
	8,000万円	借換に伴う 資金 15年以内	体系A 0.35～1.70	1/3	10年以内 1.70 10年超 2.10	必要に応じ	
	8,000万円 (ただし、売掛債権等の範囲内)	運 転 5年以内	体系B 0.23～1.49	全額	1.00	必要に応じ	
			(※2の場合1・2号) 0.80		0.90		
	1計画当たり 8,000万円 (経営改善計画に基づく再生事業の 実施に必要な新規事業資金)	事業資金 10年以内	0.68	—	1.70	不要	

制度名		保証対象
産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分	次のいずれかに該当する中小企業者 ①ふくい産業支援センターが実施する「おもてなし産業魅力向上支援事業」に基づく助成事業を実施した者 ②上記①に準ずる者として商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める者
	経営活性化支援分	商工会議所・商工会の経営指導員の関与のもと、新分野進出や新商品の開発等の経営革新に準ずる計画を進める中小企業者
	新事業展開等支援分	①中小企業等経営強化法等に基づき事業計画を進める中小企業者
		②ふくい産業支援センターの「ふくいの逸品創造ファンド事業」に基づく助成事業を実施した中小企業者
		③県の「将来のふくいを牽引する技術開発支援事業」に基づく補助事業を実施した中小企業者
④ふくい産業支援センターの「新分野展開スタートアップ支援事業」に基づく助成事業を実施した中小企業者		
⑤嶺南地域の各商工会議所・商工会、若狭湾エネルギー研究センター、ふくい産業支援センター嶺南サテライトオフィス、県工業技術センターの支援を受けて作成した新事業展開や技術開発等に関する事業計画を進める嶺南地域の中小企業者		
⑥県の「ふくい手しごと」に認定された中小企業者		
県外・海外販路開拓支援分	県内に本社（本店）があり、県外または海外への県産品の販路開拓のため、商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める中小企業者	
開業支援資金	（無担保）	県内にて担保を提供しないで新たに事業を開始する方、または事業を開始（分社化を含む）して1年未満の中小企業者  借入額のうち2,000万円まで（初回利用に限る）
	（有担保）	県内にて担保を提供して新たに事業を開始する方、または事業を開始して1年未満の中小企業者
オープンイノベーション支援資金	ふくいオープンイノベーション推進機構の支援により、国の補助事業を活用し、ものづくりや革新的な新商品開発等を行う中小企業者	
IoT・AI等導入支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 ①県が実施する「IoT・AI・ロボット等導入促進事業」に基づく補助事業を実施した者 ②ふくい産業支援センターの支援を受けて作成した事業計画について、IoTやAIを用いた設備の導入により、「付加価値額」および「経常利益」の向上が見込まれる者	
事業承継支援資金	次のいずれかの要件に該当する中小企業者 ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による知事の認定を受けた者 ②認定支援機関等の支援により策定した事業承継計画を進める者で、貸付後3年以内に代表者を交代する見込みのある者、または、代表者交代後1年未満の者  ③後継者不在等により存続見通しがない県内中小企業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継する者	

※保証付貸付利率は変更となることがあります

(単位：年率、%)

保証料率	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
体系A 責任共有保証料率		1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35
体系B 責任共有保証料率		1.49	1.35	1.17	0.99	0.85	0.73	0.55	0.38	0.23
体系C 責任共有保証料率		適用なし								
体系D 責任共有外保証料率		1.96	1.77	1.58	1.39	1.18	0.97	0.78	0.59	0.40

※信用保証料率は融資金額に対するものです。



(令和元年5月現在)

保証限度	資金使途 保証期間	信用保証料率 (年、%)	保証料補給	保証付貸付利率 (年、%)	担保
1億5,000万円 (うち運転8,000万円)	運 転 設 備 7年以内 15年以内	体系A 0.35～1.70	1/2	10年以内 1.00 10年超 1.40	必要に応じ
1億5,000万円 (うち運転8,000万円)		体系A 0.35～1.70	—		
1億5,000万円 (うち運転資金もしくは農商工等連 携促進法および地域資源活用促進 法の認定に基づく資金8,000万円)		体系A 0.35～1.70 (※3の場合) 0.68	1/2		
8,000万円					
1億5,000万円 (うち運転8,000万円)					
8,000万円					
1億5,000万円 (うち運転8,000万円)					
1億5,000万円 (うち運転8,000万円)	体系A 0.35～1.70 (※4の場合) 0.68 (※5の場合) 0.98	1/2			
3,500万円 (新たに事業を開始する方について は、事業資金総額のうち2,000万 円以下は自己資金不要。事業資金 総額の2,000万円を超える部分に ついては、自己資金額を限度)	運 転 ・ 設 備 10年以内	0.80	全額	0.90	不要
1億円 (事業資金総額の1/3の自己資金 が必要)	運 転 設 備 7年以内 10年以内	体系A 0.35～1.70	—	1.00	必要
1億5,000万円 (うち運転資金8,000万円) ※補助事業に要する経費の内、 補助金交付決定額を除く	運 転 設 備 7年以内 15年以内	体系A 0.35～1.70	—	10年以内 1.00 10年超 1.40	必要に応じ
1,500万円	設 備 5年以内	体系A 0.35～1.70	—	0.60	必要に応じ
1億5,000万円 (親族間での承継の場合、8,000万円)	事業資金 15年以内	体系A 0.35～1.70	1/2	10年以内 1.00 10年超 1.40	必要に応じ
	(親族間での承継の場合、 10年以内)		—		

- ※1 特別小口保険成立分
- ※2 経営安定関連特例成立分
- ※3 経営革新関連特例、農商工等連携事業関連特例、経営力向上関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分
- ※4 経営革新関連特例、農商工等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分
- ※5 海外投資関係保険成立分

# 各市制度融資のご案内

制 度 名		保 証 対 象
福井市	福井市小規模企業者サポート資金	福井市内で業歴1年以上の小規模企業者
	福井市社会貢献サポート資金	福井市内で業歴1年以上の、次のいずれかに該当する中小企業者 ①子育てファミリー応援企業として登録されている企業 ②ISO14001を登録取得している企業 ③エコアクション21を認証取得している企業 ④グリーン経営を認証取得している企業
	福井市経営安定借換資金	福井市内で業歴1年以上の、次のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3か月間の売上が前年または前々年の同期と比較し、3%以上減少していること ②最近3ヶ月間の売上総利益率または営業利益率が前年同期と比較し、3%以上減少していること
	福井市効率アップ設備促進資金	福井市内で業歴1年以上の、生産性の向上や経費の削減が見込まれる設備を導入する中小企業者
	福井市ものづくり開発支援資金	福井市内で業歴1年以上の、製造業、ソフトウェア業を営んでいる、または新たに営もうとしている中小企業者
	福井市企業立地促進資金	製造業または先端企業を1年以上営み、福井市内に工場または事業所を設置しようとしている中小企業者
	福井市観光施設整備資金	福井市内で業歴1年以上で、観光施設において新設、増改築、建替え、設備設置等の設備投資を行う中小企業者
	福井市創業支援資金	福井市内で事業を営もうとしている者、または事業を営んで1年未満の中小企業者で、次のいずれかに該当するもの ①若者（35歳未満）または女性の方 ②2年以内に福井市内に転入した方 ③中心市街地でリノベーション（築25年以上の物件の改装等）を行う方 ④「福井市創業支援事業計画」に基づく認定特定創業支援事業による支援を受けた方
敦賀市	敦賀市中小企業経営安定資金	敦賀市内にて事業を営んでいる、または新たに事業を営もうとする中小企業者 (新たに事業を営もうとしている、または事業継続が1年に満たない者で、設備資金の場合は、融資申込額の3分の1以上の自己資金を有すること)
	敦賀市小規模事業者特別資金	敦賀市内にて1年以上事業を営んでいる小規模企業者

※保証付貸付利率は変更となることがあります

(令和元年5月現在)

保証限度	資金使途 保証期間	信用保証料率 (年、%)	保証料補給	保証付貸付利率 (年、%)	担保
2,000万円 (既保証融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内)	運転設備 5年以内 7年以内 運転・設備併用 7年以内	0.50～2.20  (※1の場合) 0.70	全額	0.90	原則不要
3,500万円	運転設備 5年以内 10年以内 運転・設備併用 10年以内	0.45～1.90	1/2	5年以内 1.10 10年以内 1.40	必要に応じ
4,000万円 (月返済額が減少すれば限度額の範囲内で追加融資可)	借換 10年以内	0.45～1.90	1/4	7年以内 1.60以下 10年以内 2.10以下	必要に応じ
		(※2の場合 1～4・6号) 0.80		7年以内 1.30以下 10年以内 1.80以下	
		(※2の場合 5・7・8号) 0.68		7年以内 1.60以下 10年以内 2.10以下	
2,500万円	設備 10年以内	0.45～1.90	全額	1.00	必要に応じ
3,000万円 (総事業費の8割を限度)	運転設備 5年以内 10年以内 運転・設備併用 10年以内	0.45～1.90	全額	5年以内 0.90 10年以内 1.00	必要に応じ
新設 2億8,000万円 新設以外 2億円 (総事業費の8割を限度)	設備 7年以上 15年以内	0.45～1.90	1/2	10年以内 1.10 10年超 1.40 15年以内	必要に応じ
3,000万円	設備 10年以内	0.45～1.90	全額	1.00	必要に応じ
2,000万円	運転設備 5年以内 7年以内 運転・設備併用 7年以内	0.80	全額	0.90	原則不要
運転 1,500万円 設備 2,000万円 2,500万円	運転 5年以内 設備 7年以内 運転・設備併用 7年以内	0.45～1.90  (※1の場合) 0.70  (※2の1～4・6号、 および※5の場合) 0.80  (※2の5・7・8号 の場合) 0.68	3年以内、 全期間保 証料の 50%  3年超7年 以内、全 期間保 証料の30%	1.00	必要に応じ
1,250万円 (既保証融資残高との合計で1,250万円の範囲内)	7年以内	0.50～2.20 (※1の場合) 0.70	全額	0.90	原則不要

制度名		保証対象		
大野市	大野市中小企業資金	商工業振興資金	大野市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者等	
		経営安定資金	資金繰り改善資金	大野市内において1年以上同一事業を営み、最近3か月の売上高が前年同時期の3か月と比較して10%以上減少、または最近3か月の売上総利益率が前年同時期の3か月と比較して5%以上減少している中小企業者等
			借換え資金	大野市の制度融資借入残高の他に複数の借入れがあり、借換えを予定している中小企業者等
		元気企業支援資金	大野市内において新たに事業を開始または開業から1年未満の中小企業者等	
		経営向上支援資金	経営革新・改善・異業種進出資金	大野市内において1年以上同一事業を営んでおり、認定を受けた経営革新・事業改善計画または異業種進出計画に基づいて事業を行おうとする中小企業者等
			労働環境改善・環境設備整備資金	大野市内において1年以上同一事業を営んでおり、労働環境改善計画または環境設備整備計画を策定し、労働環境または環境設備の整備を進める中小企業者等
勝山市	勝山市小規模企業振興対策資金	勝山市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいる小規模企業者		
鯖江市	鯖江市小規模企業者特別資金	鯖江市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者		
	鯖江市中小企業振興資金	鯖江市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者		
越前市	越前市小規模企業者支援特別資金	越前市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者		
坂井市	坂井市中小企業者等振興資金（一般資金）	坂井市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者		
	坂井市中小企業者等振興資金（開業資金）	坂井市内において新たに事業を開始または開業から1年を経過しない中小企業者		
小浜市	小浜市中小企業振興資金	小浜市内で6か月以上継続して事業を営んでいる中小企業者		

※保証付貸付利率は変更となることがあります

(単位：年率、%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率									
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

(令和元年5月現在)

保証限度		資金使途 保証期間	信用保証料率 (年、%)	保証料補給	保証付貸付利率 (年、%)	担保
運転(短期)	1,000万円	運転 1年以内	0.45～1.90 (※1の場合) 0.70  (※2の1～4・6号、 および※5の場合) 0.80  (※2の5・7・8号、 および※6の場合) 0.68	—	1.00	必要に応じ
運転(長期)	2,000万円	運転・設備 7年以内		1/3	5年以内 1.00	
設備	2,000万円			1/2	7年以内 1.20	
	3,000万円	運転 7年以内		1/3	5年以内 1.00	
					7年以内 1.20	
運転 設備	500万円 1,000万円	運転 設備 7年以内 10年以内		—	1.00	
	2,000万円	運転 設備 7年以内 10年以内	—	1.00		
	2,000万円	設備 10年以内	—			
	1,000万円 (既保証融資残高との合計で2,000 万円の範囲内)	運転・設備 7年以内	0.50～2.20 (※1の場合) 0.70	—	1.20	原則不要
	2,000万円 (既保証融資残高との合計で2,000 万円の範囲内)	運転・設備 7年以内	0.50～2.20 (※1の場合) 0.70	補給要件 を満たす 場合全額	0.90	原則不要
運転 設備	2,000万円 3,000万円	運転 設備 7年以内 10年以内	0.45～1.90	1/2	5年以内 1.00 7年以内 1.50 10年以内 1.90	必要に応じ
	2,000万円 (既保証融資残高との合計で2,000 万円の範囲内)	運転・設備 7年以内	0.50～2.20 (※1の場合) 0.70	—	0.90	原則不要
運転 設備	1,000万円 3,000万円	運転・設備 7年以内	0.45～1.90	0.6	1.00	必要に応じ
	1,500万円	運転・設備 7年以内	0.45～1.90 (※5の場合) 0.80	0.6	無担保 0.90 有担保 1.00	必要に応じ
	1,000万円	運転 設備 5年以内 7年以内	0.45～1.90	1/3	1.50	必要に応じ

- ※1 特別小口保険成立分
- ※2 経営安定関連特例成立分
- ※5 創業等関連特例、創業関連特例成立
- ※6 経営革新関連特例成立

4階

FAX 0776-33-8310

## 企業支援部

保証統括課 TEL 0776-33-8311

保証・条件変更の受付、変更届、保証書の発行、貸付実行、償還、完済、信用保証料、経営支援強化事業・再生支援、保証の企画・推進

保証一課・二課 TEL 0776-33-8312

保証・条件変更の審査、金融相談、創業相談、創業フォローアップ、経営支援、事業承継支援

## 総務部

総務課 TEL 0776-33-8300

庶務、経理、危機管理

経営企画課 TEL 0776-33-8300

事業計画、予算、決算、広報、電算システムの管理

## 検査室

TEL 0776-33-8300

内部検査、コンプライアンス

5階

FAX 0776-33-8321

## 管理部

管理統括課 TEL 0776-33-8313

事故報告、代位弁済、保険金、損失補償金

管理課 TEL 0776-33-8320

求償権回収、求償権に係る再生支援



<https://www.cgc-fukui.or.jp>

 **福井県信用保証協会**  
FUKUI GUARANTEE

〒918-8004

福井市西木田2丁目8-1 (福井商工会議所ビル4・5階)

TEL.0776-33-1800(代表)

